

平成31年度大蔵村特定不妊治療費助成事業実施要綱をここに公布する。

平成31年4月1日

大蔵村長 加藤 正 美

大蔵村要綱第65号

平成31年度大蔵村特定不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受ける夫婦に対し、費用の一部を助成することにより経済的な負担を軽減し、少子化対策の推進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法律上の婚姻関係にある夫婦で、特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者
- (2) 夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が、村内に住所を有する者
- (3) 山形県特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた者
- (4) 他の市町村から助成を受けていない者

(助成対象となる治療等)

第3条 助成対象となる治療等は、健康保険適用外の特定不妊治療（入院費、食事代等治療に直接関係のない費用を除く。）とし、医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、助成の対象とする。ただし、次の各号に掲げる治療法等は助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣又は子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの）

(助成の額及び期間等)

第4条 助成の額及び期間等は、特定不妊治療に要した費用（山形県特定不妊治療費助成事業により受けた金額を控除した額とする。）に対して、一組の夫婦の1回の治療につき10万円までとする。ただし、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行った場合（以下、「治療ステージC」という。）及び採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止した場合（以下、「治療ステージF」という。）は、1回の治療につき7万5千円までとする。なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、治療ステージCの治療も1回とみなす。

- 2 一組の夫婦に対する助成の回数は、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算回数は6回まで、40歳以上43歳未満であるときは3回までとする。年間助成回数及び通算助成期間は制限しない。
- 3 助成の回数は前項によるものとし、当該回数には平成29年度までに受けた助成の回数を含む。ただし、平成25年度から平成29年度の間を受けた通算2年度目以降の年度3回目の助成である場合は当該回数に含まない。また、43歳以降に開始した治療は助成の対象としない。
- 4 前各項の助成の回数及び通算年数には、他市町村等の助成を含むものとする。また、当該治療について他市町村等から「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」（以下、「局長通知」という。）に基づく助成を受ける場合には本事業の対象としない。
（男性不妊治療費の助成）

第5条 この要綱において男性不妊治療とは、特定不妊治療の過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法（T E S E）又は精巣上体内精子吸引採取法（M E S A）、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等とする。

- 2 第3条の助成対象者が受診する第4条の特定不妊治療に男性不妊治療が含まれる場合は、前条による助成の額に加え、1回の治療に含まれる男性不妊治療費の4分の1の額を助成する。ただし、前条による助成の額と本項による助成の額の合計が特定不妊治療費の額を超える場合は、特定不妊治療費の額から前条による助成の額を控除した額を助成するものとする。
- 3 本条による助成の額は、1回の治療につき10万円までとする。
（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする者は、山形県特定不妊治療費助成決定通知日の属する月の翌月末日までに、村長に対し、大蔵村特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 山形県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (2) 山形県特定不妊治療費助成金給付決定通知書の写し
- (3) 特定不妊治療費に係る医療機関発行の領収書の写し
（交付の決定）

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきと認めるときは、大蔵村特定不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項により審査した結果、助成しないことを決定したときは、大蔵村特定不妊治療費助成金不承認通知書（様式第3号）を申請者に通知する。
（助成金の返還）

第8条 村長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。
（助成台帳）

第9条 村長は、助成状況を明確にするため、特定不妊治療費助成金交付台帳（様式第4号）を備え付ける。

（その他）

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に村長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。